

社会福祉法人楽水会

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽水会定款第8条、第21条に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員、苦情解決第三者委員の報酬並びに費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員及び評議員、苦情解決第三者委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事に対する報酬は、支給しない。

(報酬総額)

第3条 評議員に対する各年度の報酬総額は、定款第8条に定める額の範囲内とする。

2 役員各年度の報酬総額は、60万円以内とする。

3 苦情解決第三者委員各年度の報酬総額は、10万円以内とする。

(会議出席報酬等)

第4条 役員及び評議員、苦情解決第三者委員が会議に出席したときの1日分の報酬は、5,000円とし、交通費は支給しない。

2 監事が理事会及び評議員会以外に、法人及び施設の指導監査への立会、運営状況の指導又は監査業務にあたったときの報酬等は、前項の規定に準じて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が職務のために出張したときは、別に定める国内旅費規程により、その費用を弁償する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(定時評議員会議決年月日 平成29年5月31日)